## 政 治 倫 理 $\mathcal{O}$ 確 立 及 び 選 举 制 度 に 関 す る 特 別 委 員 会

公 職 選 挙 法 及 び 最 高 裁 判 所 裁 判 官 玉 民 審 査 法  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 七 号) 衆 議 院

## 送付) 要旨

本 法 律 案 は 有 権 者 が 投 票 L P す 1 環 境 を 整 え る た め 在 外 選 举 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 登 録 申 請  $\mathcal{O}$ 方 法  $\mathcal{O}$ 見 直 L 選 举

人 名 簿  $\mathcal{O}$ 内 容 確 認 手 段  $\mathcal{O}$ 閲 覧  $\sim$  $\mathcal{O}$ 本 化 都 道 府 県 選 挙  $\mathcal{O}$ 選 挙 権 に 係 る 同 都 道 府 県 内 移 転 時  $\mathcal{O}$ 取 扱 1  $\mathcal{O}$ 見

直 L を 行 う ع ع Ł に 最 高 裁 判 所 裁 判 官 玉 民 審 査  $\mathcal{O}$ 期 日 前 投 票  $\mathcal{O}$ 投 票 期 間 を 延 長 す る な تلح  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 じ ょ

## 一、公職選挙法の一部改正

لح

す

る

t

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ŋ

そ

 $\mathcal{O}$ 

主

な

内

容

は

次

 $\mathcal{O}$ 

と

お

り

で

あ

る。

1 在 外 選 举 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 登 録 制 度 に 0 1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 利 便 性 を 向 上 さ せ る た  $\Diamond$ 最 終 住 所 地  $\mathcal{O}$ 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選 挙 人 名

簿 12 登 録 さ れ 7 11 る 者 は 玉 外 転 出 時 12 そ  $\mathcal{O}$ 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選 挙 管 理 委 員 会 12 対 L 在 外 選 挙 人 名 簿  $\sim$  $\mathcal{O}$ 登

録  $\mathcal{O}$ 移 転  $\mathcal{O}$ 申 請 を 行 うこと が で き る。 申 請 を 受 け た 選 举 管 理 委 員 会 は 申 請 者 が 玉 外 12 住 所 を 定 8 た

لح を 外 務 省 を 通 ľ 7 確 認 L た 上 で、 在 外 選 挙 人 名 簿  $\sim$  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 移 転 を 行 う。

2 選 挙 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 内 容 確 認 手 段 に 0 1 て、 縦 覧  $\mathcal{O}$ 件 数 が 極 8 て 少 な 1 ことや 個 人情 報 保 護  $\mathcal{O}$ 要 請 が 高 ま 0

う

ていることなどを踏まえ、 縦覧制度を廃止 し、 個 人情 報保 護に配 慮 した規定が整備されてい る閲覧制度

に一本化する。

3 都 道 府 県 選 挙  $\mathcal{O}$ 選 挙 権 に つい て、 同 都 道 府 県 内 であ れ ば、 市 町村 を単位として二回 以上 住所を移

た 場場 合 で あ 0 て ŧ, そ  $\mathcal{O}$ 選 挙 権 を失わ な いこととする。

最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

最 高 裁 判 所 裁 判 官  $\mathcal{O}$ 国 民 審 査 に 0 1 て、 期 日 前 投 票  $\mathcal{O}$ 投 票期 間 を、 衆 議院 議 員  $\mathcal{O}$ 総 選挙 と 同 様 、 総 選

の公示日の翌日から開始する。

三、施行期日

0) 法 律 は、 部を除り き、 公 布 0) 日 から起算して六月を超えない 範 井 内に お ١, て政令で定め る 日 から 施

行する。

挙